

用語解説

1) 自動車交通需要推計

国土交通省が平成 15 年 11 月に、全国の将来人口や国内総生産（GDP）などの社会経済状況を考慮して、将来の自動車交通の需要を推計したもの。これを用いて、県が県内の都市計画道路を含めた各道路の将来交通需要を推計している。

2) 幹線街路

都市計画道路の道路種別の一つであり、都市計画道路はその交通機能から自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路に区分している。幹線街路は、都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路。さらに幹線街路は、その機能により、主要幹線街路、都市幹線街路、補助幹線街路に分類される。（本編 P 4 の「都市計画道路の分類と機能」を参照）

3) 自動車専用道路

専ら自動車の交通のための道路で、広域交通を大量でかつ高速に処理する高速自動車国道、都市高速道路、一般自動車道など（本編 P 4 の「都市計画道路の分類と機能」を参照）

4) 都市計画決定

将来必要な道路・公園などのいわゆる都市施設や、用途地域などの土地利用規制、あるいは区画整理などの整備事業区域を都市計画法に基づいて、法的に位置づけるもの

5) 社会基盤整備プログラム

兵庫県が各県民局ごとに策定した社会基盤（道路、河川、下水道などの生活の基盤となる諸施設）整備の基本方針を踏まえた、具体事業の中長期計画

6) 道路密度

対象となる地域内の都市計画道路やその他の国道・県道・2車線以上の市町道などの幹線道路の延長の合計値を、その地域の面積で割ったもの（単位は、km / km²）

7) 配置バランス

配置バランスとは、対象地域の幹線道路の間隔のことをいう。配置バランスを考える際には、対象地域の規模、性格、形態等を考慮する。

8) 交通量面

本編 P 3 の「都市内道路の機能」で示している 交通機能のうち、自動車交通の疏通機能のこと

9) 道路整備プログラム

安全・安心、地域の活性化、快適性・ゆとりなど、各道路が果たす役割から十分な事業効果が得られる路線を抽出し、道路の整備する個所や時期についての具体的な目標を提示したもの

10) 都市計画区域

「健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保する」という都市計画の理念を達成するために、都市計画法及びその他の関係法令の規制を受けるべき土地として指定する区域

11) 都市型社会

農山村から都市への人口流入により、大部分の人が、都市に集中した構造となっている社会

12) 都市計画区域マスタープラン

都市計画法に定められている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の通称名

都市計画区域の人口や産業の現状及び将来の見通しなどを勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするもので、都市計画区域ごとに基本的な方針を定める。

13) L R T

Light Rail Transit (新型高速路面電車) の略。従来の路面電車の走行環境、車両等をグレードアップさせた、人と環境に優しく経済性に優れた公共交通システム